

UAゼンセンメンバーズカード会員特約

第1条 (目的) 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（以下、「UAゼンセン」という。）は、加盟組合員の福祉向上を目的としたクレジットカードを発行し、各種の利便を提供する。

第2条 (カードの名称) このカードは、UAゼンセンが株式会社ジェーシーピー（以下、「JCB」という。）と提携して発行するもので、カードの名称はUAゼンセンメンバーズカード（UAZENSEN MEMBERS CARD）（以下、「本カード」という。）とする。

第3条 (カードの種類) カードの種類は組合員向けのビジネスカードならびに加盟組合向けの一般法人カードとする。

第4条 (会員の資格) 本特約ならびに別途JCBの定めるJCBビジネスカード特約およびJCB会員規約（以下、「規約等」という。）を承認のうえ入会を申し込み、UAゼンセンおよびJCB（以下、「両組織」という。）が認めた組合員を個人会員とし、加盟組合を法人会員という。個人会員と法人会員をあわせて会員という。

第5条 (会員対象) 個人会員は、UAゼンセンの組合員とその配偶者とする。法人会員は、UAゼンセンの加盟組合とする。

第6条 (カード有効期限) 個人会員の有効期限は入会年もしくは更新年の5年後9月、法人会員の有効期限は入会年もしくは更新年の7年後9月とする。

第7条 (入会・諸変更・退会手続き) 個人会員および法人会員とも入会・諸変更・退会は所属の加盟組合を通じUAゼンセンに申請する。なお、諸変更および退会については、JCBへ直接申請することもできる。

第8条 (年会費) 会員は両組織に対し、両組織が通知または公表する年会費をカード利用代金と同様の方法により支払うものとする。

第9条 (会員資格の喪失およびカードの返還) 会員が次の(1)(2)および規約等の会員資格喪失条項に該当したときは、会員資格を喪失するものとし、ただちに本カードをUAゼンセンもしくはJCBに返還しなければならない。(1)UAゼンセン加盟組合企業を退職するとき。(2)UAゼンセンもしくはJCBが会員として不適格と認めるとき。

第10条 (提供サービスと利用) 1.UAゼンセンが提供するサービス（本条においてはUAゼンセンが独自に提供するサービスを含む。）およびその内容については、UAゼンセンが書面その他の方法により通知または公表する。2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が本特約またはサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、またはUAゼンセンもしくはJCBが会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合がある。3.UAゼンセンが必要と認めた場合には、UAゼンセンがサービスおよびその内容を変更することがある。4.会員は、UAゼンセンが提供するサービスを受ける場合、UAゼンセン所定の方法により利用するものとする。

第11条 (個人情報の提供と利用の同意) 1.会員および入会を申し込まれた方（以下、あわせて「会員等」という。）は、UAゼンセンが会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意が必要となる。(1)UAゼンセンのサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申し込み時および第12条において会員が届け出た事項 ②入会の審査結果（理由を除く）、入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容（第13条において共有する情報）(2)UAゼンセンからJCBに対し、JCBの会員向けサービス、クレジットカード業務のために次の情報を提供し利用させること。①UAゼンセンの会員向けサービスについて知り得た情報 ②会員のUAゼンセン資格喪失の事実 (3)UAゼンセンから会員が加盟するUAゼンセン加盟組合に対し、UAゼンセンの会員向けサービス、事業活動のために次の情報を提供し利用させること。①UAゼンセンの会員向けサービスについて知り得た情報 ②会員が第5条に定める「会員対象」であることの確認に必要な情報 (4)UAゼンセンの活動に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、UAゼンセンは業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとする。（中止の申し出はUAゼンセンが指定した別に定める窓口で連絡するものとする。）2.会員等はUAゼンセンに対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができる。（開示の請求は前項(4)の窓口で連絡するものとする。）万一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、UAゼンセンはすみやかに訂正または削除に応じるものとする。

第12条 (届出事項の共有) 会員が、UAゼンセンまたはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、UAゼンセンまたはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について両組織の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとする。

第13条 (利用内容の共有) 会員は、UAゼンセンが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を両組織において共有することにあらかじめ同意するものとする。

第14条 (JCBビジネスカード特約およびJCB会員規約と本特約の関係) 本特約に定めのない事項については、JCBビジネスカード特約およびJCB会員規約が適用されるものとする。

第15条 (合意の管轄) 会員は、会員とUAゼンセンまたはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地またはUAゼンセン（会員とUAゼンセンとの間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

<問い合わせ窓口>

UAゼンセンに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

UAゼンセン 〒102-0074 東京都千代田区九段南四丁目8番16号

生活応援・共済事業局 03-3221-8686

(TK280041・20190222)

ビジネスカード特約

第1条 (導入法人) 1.カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）が運営するJCBカード取引システムの導入に関し、本特約を承認のうえ、当社およびJCB（以下「両社」という。）との間で合意が成立した官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体を導入法人といたします。2.導入法人は、両社が発行するクレジットカード（以下「ビジネスカード」という。）の入会申込対象を導入法人の役員、社員、職員または団体の構成員等（以下「役職員等」という。）から予め指定するものとし、入会を申し込む方（以下「入会申込者」という。）は、会員規約に定める本会員として入会を申し込むものとします。

第2条 (管理責任者) 1.導入法人は当社が依頼した場合、導入法人を代表して会員のビジネスカードの入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む）、退会手続および会員と両社との連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、当社に届け出るものとします。

2.入会申込者は、管理責任者を通じて入会申込手続を行うものとします。管理責任者は、両社所定の入会申込書に管理責任者の届出印を捺印のうえ両社に提出するものとします。また、会員は、諸届出、退会手続等、両社に対する諸手続を、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。3.管理責任者に変更が生じた場合、導入法人は両社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。

第3条 (家族会員の有無、カード利用の範囲) 1.両社と導入法人は、ビジネスカードの家族会員の有無について予め取り決めるものとします。

2.ショッピング利用代金の支払区分のうちショッピング2回払い・ボーナス1回払い・ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いと、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いについては、当社と導入法人の間で合意された範囲でのみ、ビジネスカードでの利用を可能とし、利用可能な範囲ならびに各々の利用可能枠は当社が決定するものとします。

第4条 (年会費) 会員規約に定める年会費はビジネスカードについては適用せず、当社と導入法人との間で別途取り決めるものとします。

第5条 (導入法人への通知事項) 会員は、導入法人による経費処理、会員に対する福利厚生、ビジネスカードの回収および会員の管理業務の遂行等に必要範囲において、以下の各号の情報を当社またはJCBが導入法人に通知することに同意します。①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、会員が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。②入会申込日、入会承認日、有効期限等、ビジネスカードの契約内容。③会員のビジネスカードの利用内容、支払い状況。

第6条（会員資格の喪失） 両社は会員が次のいずれかに該当する場合には、両社または導入法人より通知することにより、直ちに会員資格を喪失させることができます。（1）本会員が導入法人の役職員等の資格を喪失したとき、または導入法人が会員のビジネスカード使用を停止する旨を当社またはJCBへ届け出たとき。（2）導入法人と両社とのJCBカード取引システムへの加入に関する合意が解除されたとき。

第7条（本特約の改定等） 1.本特約の改定は、会員規約第46条（会員規約およびその改定）が適用されます。 2.本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。

2020年3月31日現在

カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、ビジネスカード特約は次のように変更されます。 1.「当社」、「両社」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。 2.会員規約の引用条項について、第13条以降の条番号が、1番繰り上がります。

(UK002・20200331)